

## 第71回 人権週間 令和元年12月4日(水)～10日(火)

国際連合は、1948年(昭和23年)12月10日の第3回総会において、世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、世界人権宣言を採択したのに続き、1950年(昭和25年)12月4日の第5回総会においては、世界人権宣言が採択された日である12月10日を「人権デー」と定め、全ての加盟国及び関係機関が、この日を祝賀する日として、人権活動を推進するための諸行事を行うよう、要請する決議を採択しました。

我が国においては、法務省と全国人権擁護委員連合会が、同宣言が採択されたことを記念して、1949年(昭和24年)から、毎年、「人権週間」を定め、その期間中、各関係機関及び団体の協力の下、世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めてきました。

しかし、いじめや児童虐待などにより子どもが命を落とすといった痛ましい事案が依然として後を絶たず、また、インターネット上で他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したりする事案のほか、企業等では、長時間労働による過労死、各種ハラスメント(嫌がらせ)、不当な差別といった問題が発生しています。

さらに、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」(令和元年7月12日閣議決定)の趣旨を踏まえ、ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組む必要があります。

そこで、本年も、12月4日から同月10日までの1週間を「第71回人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の更なる普及高揚を図るため、全国各地においてシンポジウム、講演会、座談会、映画会等を開催するほか、テレビ・ラジオなど各種のマスメディアを利用した集中的な人権啓発活動を行います。

皆さんもお近くの催しに参加して、「思いやりの心」や「かけがえのない命」について、もう1度考えてみませんか？



第71回人権週間ポスター